

# 福岡市公報

令和8年6月1日 第7240号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
規 則	

○福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
 条例施行規則の一部改正（第53号）…………… 1

### 告 示

○国民健康保険料率（第114号）…………… 2  
 ○国民健康保険料を減額する額（第115号）…………… 4  
 ○国民健康保険料を減額する額（第116号）…………… 7  
 ○国民健康保険料率に相当する額（第117号）…………… 8

### 公 告

○特定調達契約等に係る落札者の決定（第152号）…………… 8

### 交 通 局

○福岡市地下鉄の乗車料金等の収納又は支出事務の委託（告示第1号）…………… 9  
 ○一般競争入札の実施（公告第17号）……………12  
 ○一般競争入札の実施（公告第18号）……………12  
 ○特定調達契約等に係る随意契約の相手方の決定（公告第19号）……………13

## 規 則

福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年6月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

### 福岡市規則第53号

福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年福岡市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第7条の4及び別記様式第8号中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第7条の4及び別記様式第8号の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年福岡市条例第51号）第6条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この規則による改正前の福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第7条の4の規定による金額により支給されたもの又は改正前の規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、改正後の規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。
- 4 改正前の規則別記様式第8号の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

---

告 示

---

### 福岡市告示第114号

福岡市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第14条第1項、第14条の5の5第1項、第14条の9第1項及び第14条の14第1項の規定に基づき、令和8年度の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率を次のように決定したので、条例第14条第3項（条例第14条の5の5第2項、第14条の9第2項及び第14条の14第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年6月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 基礎賦課額の保険料率
  - (1) 条例第14条第1項第1号の基礎賦課額の所得割の保険料率 100分の5.58
  - (2) 条例第14条第1項第2号の基礎賦課額の被保険者均等割の額 被保険者1人につき19,807円
  - (3) 条例第14条第1項第3号の基礎賦課額の世帯別平等割の額

- 
- ア 条例第14条第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき18,664円
- イ 条例第14条第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき9,332円
- ウ 条例第14条第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき13,998円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
- (1) 条例第14条の5の5第1項第1号の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率 100分の3.14
- (2) 条例第14条の5の5第1項第2号の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割の額 被保険者1人につき10,441円
- (3) 条例第14条の5の5第1項第3号の後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割の額
- ア 条例第14条の5の5第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき9,838円
- イ 条例第14条の5の5第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき4,919円
- ウ 条例第14条の5の5第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき7,379円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
- (1) 条例第14条の9第1項第1号の介護納付金賦課額の所得割の保険料率 100分の2.61
- (2) 条例第14条の9第1項第2号の介護納付金賦課額の被保険者均等割の額 介護納付金賦課被保険者1人につき10,160円
- (3) 条例第14条の9第1項第3号の介護納付金賦課額の世帯別平等割の額 介護納付金賦課被保険者の属する世帯1世帯につき7,751円
- 4 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率
- (1) 条例第14条の14第1項第1号の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率 100分の0.28
- (2) 条例第14条の14第1項第2号の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の額 被保険者1人につき967円
- (3) 条例第14条の14第1項第3号の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の額 18歳以上被保険者1人につき72円
- (4) 条例第14条の14第1項第4号の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の額
- ア 条例第14条の14第1項第4号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき911円
- イ 条例第14条の14第1項第4号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき456円
- ウ 条例第14条の14第1項第4号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき684円
-

円

**福岡市告示第115号**

福岡市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第18条の2第1項（同条第5項及び第6項において準用する場合を含む。）及び同条第7項の規定に基づき、令和8年度の保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額を減額する額を次のように決定したので、同条第4項（同条第5項、第6項及び第8項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年6月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

**1 基礎賦課額を減額する額****(1) 納付義務者が条例第18条の2第1項第1号に該当する場合**

ア 条例第18条の2第1項第1号アの額 被保険者1人につき13,865円

イ 条例第18条の2第1項第1号イの額

(ア) 条例第14条第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき13,065円

(イ) 条例第14条第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき6,533円

(ウ) 条例第14条第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき9,799円

**(2) 納付義務者が条例第18条の2第1項第2号に該当する場合**

ア 条例第18条の2第1項第2号アの額 被保険者1人につき9,904円

イ 条例第18条の2第1項第2号イの額

(ア) 条例第14条第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき9,332円

(イ) 条例第14条第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき4,666円

(ウ) 条例第14条第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき6,999円

**(3) 納付義務者が条例第18条の2第1項第3号に該当する場合**

ア 条例第18条の2第1項第3号アの額 被保険者1人につき3,962円

イ 条例第18条の2第1項第3号イの額

(ア) 条例第14条第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき3,733円

(イ) 条例第14条第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき1,867円

- (ウ) 条例第14条第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき2,800円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額を減額する額
- (1) 納付義務者が条例第18条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第1号に該当する場合
- ア 条例第18条の2第1項第1号アの額 被保険者1人につき7,309円
- イ 条例第18条の2第1項第1号イの額
- (ア) 条例第14条の5の5第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき6,887円
- (イ) 条例第14条の5の5第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき3,444円
- (ウ) 条例第14条の5の5第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき5,166円
- (2) 納付義務者が条例第18条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に該当する場合
- ア 条例第18条の2第1項第2号アの額 被保険者1人につき5,221円
- イ 条例第18条の2第1項第2号イの額
- (ア) 条例第14条の5の5第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき4,919円
- (イ) 条例第14条の5の5第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき2,460円
- (ウ) 条例第14条の5の5第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき3,690円
- (3) 納付義務者が条例第18条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第3号に該当する場合
- ア 条例第18条の2第1項第3号アの額 被保険者1人につき2,089円
- イ 条例第18条の2第1項第3号イの額
- (ア) 条例第14条の5の5第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき1,968円
- (イ) 条例第14条の5の5第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき984円
- (ウ) 条例第14条の5の5第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき1,476円
- 3 介護納付金賦課額を減額する額
- (1) 納付義務者が条例第18条の2第6項の規定により読み替えられた同条第1項第1号に該当する場合

- 
- ア 条例第18条の2第1項第1号アの額 介護納付金賦課被保険者1人につき7,112円
- イ 条例第18条の2第1項第1号イの額 介護納付金賦課被保険者の属する世帯1世帯につき5,426円
- (2) 納付義務者が条例第18条の2第6項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に該当する場合
- ア 条例第18条の2第1項第2号アの額 介護納付金賦課被保険者1人につき5,080円
- イ 条例第18条の2第1項第2号イの額 介護納付金賦課被保険者の属する世帯1世帯につき3,876円
- (3) 納付義務者が条例第18条の2第6項の規定により読み替えられた同条第1項第3号に該当する場合
- ア 条例第18条の2第1項第3号アの額 介護納付金賦課被保険者1人につき2,032円
- イ 条例第18条の2第1項第3号イの額 介護納付金賦課被保険者の属する世帯1世帯につき1,551円
- 4 子ども・子育て支援納付金賦課額を減額する額
- (1) 納付義務者が条例第18条の2第7項第1号に該当する場合
- ア 条例第18条の2第7項第1号アの額 被保険者1人につき677円
- イ 条例第18条の2第7項第1号イの額 18歳以上被保険者1人につき51円
- ウ 条例第18条の2第7項第1号ウの額
- (ア) 条例第14条の14第1項第4号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき638円
- (イ) 条例第14条の14第1項第4号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき320円
- (ウ) 条例第14条の14第1項第4号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき479円
- (2) 納付義務者が条例第18条の2第7項第2号に該当する場合
- ア 条例第18条の2第7項第2号アの額 被保険者1人につき484円
- イ 条例第18条の2第7項第2号イの額 18歳以上被保険者1人につき36円
- ウ 条例第18条の2第7項第2号ウの額
- (ア) 条例第14条の14第1項第4号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき456円
- (イ) 条例第14条の14第1項第4号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき228円
- (ウ) 条例第14条の14第1項第4号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき342円
-

- 円
- (3) 納付義務者が条例第18条の2第7項第3号に該当する場合
- ア 条例第18条の2第7項第3号アの額 被保険者1人につき194円
- イ 条例第18条の2第7項第3号イの額 18歳以上被保険者1人につき15円
- ウ 条例第18条の2第7項第3号ウの額
- (7) 条例第14条の14第1項第4号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき183円
- (4) 条例第14条の14第1項第4号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき92円
- (ウ) 条例第14条の14第1項第4号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき137円

### 福岡市告示第116号

福岡市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第18条の4第1項及び第2項（同条第5項及び第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和8年度の保険料の基礎賦課額の被保険者均等割額、後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額する額を次のように決定したので、同条第4項（同条第5項及び第6項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年6月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 基礎賦課額の被保険者均等割額を減額する額
- (1) 条例第18条の4第1項第2号の額 被保険者1人につき9,904円
- (2) 条例第18条の4第2項第2号の額
- ア 納付義務者が条例第18条の2第1項第1号に該当する場合 被保険者1人につき2,971円
- イ 納付義務者が条例第18条の2第1項第2号に該当する場合 被保険者1人につき4,952円
- ウ 納付義務者が条例第18条の2第1項第3号に該当する場合 被保険者1人につき7,923円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額を減額する額
- (1) 納付義務者が条例第18条の4第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号の額 被保険者1人につき5,221円
- (2) 納付義務者が条例第18条の4第5項の規定により読み替えられた同条第2項第2号の額
- ア 納付義務者が条例第18条の2第1項第1号に該当する場合 被保険者1人につき

1,566円

イ 納付義務者が条例第18条の2第1項第2号に該当する場合 被保険者1人につき  
2,610円

ウ 納付義務者が条例第18条の2第1項第3号に該当する場合 被保険者1人につき  
4,176円

3 子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額する額

(1) 納付義務者が条例第18条の4第6項の規定により読み替えられた同条第1項第2号  
の額 被保険者1人につき484円

(2) 納付義務者が条例第18条の4第6項の規定により読み替えられた同条第2項第2号  
の額

ア 納付義務者が条例第18条の2第7項第1号に該当する場合 被保険者1人につき  
145円

イ 納付義務者が条例第18条の2第7項第2号に該当する場合 被保険者1人につき  
242円

ウ 納付義務者が条例第18条の2第7項第3号に該当する場合 被保険者1人につき  
387円

---

**福岡市告示第117号**

福岡市国民健康保険条例第18条の6第1項の規定に基づき、18歳未満被保険者に係る令  
和8年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を次のように決定した  
ので、同条第2項において準用する同条例第14条第3項の規定により告示する。

令和8年6月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額 1人につ  
き0円

---

公 告

---

**福岡市公告第152号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される  
調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市  
契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和8年6月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
令和8年度刷新システム用端末等賃貸借契約(202701)	福岡市中央区天神一丁目8番1号 総務企画局DX戦略部システム刷新課	令和8年3月24日	長崎市田中町585番地5 扇精光ソリューションズ株式会社	8,998,000円 (月額)	令和8年2月9日

交通局

福岡市交通局告示第1号

地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、歳入の収納又は支出の事務を次のように委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月1日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

委託事務	委託の相手方	指定をした日	委託をした日	委託期間
自動券売機及び自動精算機で受け入れた乗車料金等の回収等の事務	福岡市博多区店屋町5番10号 株式会社にしけい			
乗車料金、不正乗車に係る割増料金、ICカードの発売代金(デポジットを含	福岡市博多区博多駅中央街7番21号 JR九州サービスサポート株式会社			
	岡山市北区駅元町1番2-301号			

<p>む。)、交通局が指定する物品の販売代金並びに乗車券の再発行及び乗車料金の払戻しに係る手数料の収納事務(他の運輸機関との連絡運輸に係るものを含む。)</p>	<p>株式会社 JR西日本中国メンテック</p> <p>福岡市中央区渡辺通二丁目6番1号 株式会社 西鉄ステーションサービス</p> <p>東京都千代田区神田和泉町2番地 日本通運株式会社</p>	<p>令和8年 4月1日</p>		
<p>乗車券販売代金、ICカードの発売代金(デポジットを含む。)、交通局が指定する乗車券の再発行及び乗車券の払戻しに係る手数料並びにグッズの売上金の収納事務(グッズの売上金の収納事務以外については、他の運輸機関との連絡運輸に係るものを含む。)</p>	<p>福岡市博多区博多駅中央街7番21号 JR九州サービスサポート株式会社</p>			
	<p>東京都品川区東品川二丁目3番11号 株式会社 JT B</p> <p>名古屋市西区牛</p>	<p>令和7年 4月1日</p>	<p>令和8年 4月1日</p>	<p>令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで</p>

<p>乗車料金の収納事務（他の運輸機関との連絡運輸に係るものを含む。）</p>	<p>島町6番1号 トヨタファイナンシャルサービス株式会社</p>	<p>令和7年 6月30日</p>		
<p>乗車料金、不正乗車に係る割増料金、ICカードの発売代金（デポジットを含む。）及び乗車料金の払戻しに係る手数料の収納事務（他の運輸機関との連絡運輸に係るものを含む。）</p>	<p>福岡市西区元岡744番地 九州大学生活協同組合</p> <p>福岡市中央区今泉一丁目12番23号 ラブエフエム国際放送株式会社</p> <p>大阪市北区梅田三丁目2番123号 株式会社 ジャパンホリデートラベル</p> <p>福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号 九州旅客鉄道株式会社</p>	<p>令和8年 4月1日</p>		

I C乗車券相互 利用に伴う清算 に係る、収納及 び支出事務				
---	--	--	--	--

**福岡市交通局公告第17号**

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市交通局契約事務規程第5条の規定により次のように公告する。

令和8年6月1日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
建築C	福岡空港駅エレベーター設置工事	
電気A又は B	令和8年度箱崎変電所照明設備その他改良工事	
	令和8年度天神第2電気室－中洲第1電気室間高圧配電線 路保守工事	
	令和8年度中洲第1電気室－中洲第2電気室間高圧配電線 路保守工事	
電気B	福岡空港駅機器室等照明設備改良工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL [https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku\\_hp/  
contract\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html)

(2) 期間

この公告の日から令和8年6月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

**福岡市交通局公告第18号**

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するの

で、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市交通局契約事務規程第5条の規定により次のように公告する。

令和8年6月1日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
管A	賀茂外1駅全館空調設備設置工事	総合評価落札方式

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL [https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku\\_hp/contract\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html)

(2) 期間

この公告の日から令和8年6月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市交通局公告第19号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約等について、随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び福岡市交通局契約事務規程の特例を定める規程第9条の規定により次のように公告する。

令和8年6月1日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名又は名称及び所在地	随意契約に係る契約金額	随意契約の理由
七隈線運行管理システム出発条件変更業務委託	福岡市中央区大名二丁目5番31号 交通局総務部総務課	令和8年4月16日	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 株式会社日立製作所	60,500,000円	特例政令第11条第1項第1号該当

